

パラグアイの貿易・投資制度 貿易管理制度

2022年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部

〈目次〉

1. 管轄官庁.....	1
2. 製品の輸入に関する規制.....	3
3. 輸入割当制度／輸入量管理制度の概要.....	11
4. 輸入地域規制.....	11
5. 輸出に関する規制.....	11
6. 輸出割当.....	14
7. 輸出地域規制.....	14
8. 輸出促進制度.....	14

パラグアイの貿易管理制度

1. 管轄官庁

(1) 貿易全般：[商工省](#)

(2) アンチダンピング、セーフガードに関する調査、WTO 関連：[商工省](#)、[財務省](#)

商工省基準貿易交渉局がアンチダンピング、セーフガード、相殺関税、および貿易に係る防衛メカニズムの適用に関する国際交渉を行っている。また、財務省は、国家財産の管理、予算編成、財政政策および内外債務の管理を担当している。

(3) フリーゾーン制度：[商工省](#)、[国家フリーゾーン評議会](#)

国家フリーゾーン協議会は、フリーゾーンの規制、運営、管理に関する政策および規定を策定、提案、実行する機関。

(4) 農産物・食品：[家畜品質・衛生機構 \(SENACSA\)](#)、[植物・種子品質・検疫機構 \(SENAVE\)](#)、[国立食品栄養研究所 \(INAN\)](#)

SENACSA は、動物の健康、動物由来の製品や副産物の品質と安全性に関する国の政策を管理する機関。SENAVE は、植物由来の製品や副産物、種子、殺虫剤、農薬、肥料および関連製品の輸出入を管理する機関。国立食品栄養研究所 (INAN) は、人間が消費することを目的とした食品の輸出入を管理する機関である。

(5) 医薬品：[公衆衛生・社会福祉省](#)

同省[国家衛生監視局 \(DINAVISIA\)](#) は、人間に使用される医薬品、人間の医療に使用・応用されるすべての製品、化粧品、家庭用品、関連製品の消費を国民に保証する権限を有する。

(6) 化学品：[植物・種子品質・検疫機構 \(SENAVE\)](#)、[公衆衛生・社会福祉省](#)

(7) 工業製品：[商工省](#)、[国立技術・標準・計量研究所 \(INTN\)](#)

商工省のうち産業政策を担当する産業担当次官が管掌。国立技術・標準・計量研究所 (INTN) は、国家認証機関 (ONC)、国家計量機関 (ONM)、国家標準化機関 (ONN)、国家検査機関 (ONI)、研究・技術支援機関 (OIAT)、電気安全局 (DSE) といった技術機関を通じて、品質、生産性の向上、および国内・輸入製品の技術規格への適合性の認証を支援している。

(8) その他の製品：

[戦争物資局 \(DIMABEL\)](#) は、銃器、その部品、弾薬、爆発物、火薬、その他の付属品の

製造、輸入、輸出、商品化、輸送、譲渡、保管、預託、保管を管理する機関である。

[国家電気通信委員会 \(CONATEL\)](#) は、電気通信機器・装置の管理・規制を担当する機関である。

2. 製品の輸入に関する規制

(1) 輸入が禁止されている品目

品目	根拠法令
活性成分コリスチン硝酸塩を含む動物用医薬品	家畜品質・衛生機構 SENACSA 決議 1,150/2019 号
メチルパラチオンおよびエチルパラチオンをベースとする製品 (NCM 0903.00.10)	農牧省決議 488/2003 号
有機塩素系殺虫剤	農牧省決議 447/1993 号
有害産業廃棄物、残留物、有害廃棄物に該当する製品	法律 42/1990 号 政令 18,969/1997 号
モノクロトホスと ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを全濃度で配合した製品	種子品質・検疫機構 (SENAVE) 決議 69/2006 号
食肉向け肥育動物用のホルモン作用を有する物質	政令 3,255/1989 号

(2) 輸入が規制されている品目

品目	許認可	根拠法令
砂糖	<ul style="list-style-type: none"> 商工省の事前ライセンス取得 国立食品栄養研究所 (INAN) への施設、製品の事前登録 	商工省決議 251/2002 号 商工省決議 631/2008 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号
煎ったマテ茶	<ul style="list-style-type: none"> 商工省の事前ライセンス取得 場合によっては植物・植物・種子品質・検疫機構 (SENAVE) の輸入者名簿への事前登録と植物・種 	商工省決議 201/2006 号 法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G.

	<p>子品質・検疫機構 (SENAVE) からの植物 検疫輸入許可証の事前取得 が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場合によっては、国立食品 栄養研究所 (INAN) への 施設や製品の事前登録が必要。 	<p>213/2019 号 植物・種子品質・検疫機構決議 631/2019 号</p>
小麦粉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 場合によっては、国立食品 栄養研究所 (INAN) への 施設や製品の事前登録が必要。 ・ 場合によっては植物・植 物・種子品質・検疫機構 (SENAVE) の輸入者名 簿への事前登録と植物・種 子品質・検疫機構 (SENAVE) からの植物 検疫輸入許可証の事前取得 が必要 	<p>商工省決議 807/2007 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 植物・種子品質・検疫機構決議 631/2019 号</p>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 輸入業者登録と家畜品質・ 衛生機構 (SENACSA) か らの事前承認 ・ 場合によっては国立食品栄 養研究所 (INAN) への施 設や製品の事前登録が必要 	<p>商工省決議 538/2006 号 商工省決議 607/2006 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 法律 2,426/2004 号</p>
リスク I および II の個人用衛生 用品、化粧品、香水、家庭用製 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 公衆衛生・社会福祉省国家 衛生監視局の衛生証明書取得 	<p>政令 3,214/2009 号 商工省決議 1,029/2008 号</p>

衣料品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	政令 1,421/2009 号 商工省決議 129/2015 号
家禽類 (Gallus domesticas) の食肉および食用内臓肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 国立食品栄養研究所 (INAN) への施設や製品の事前登録 ・ 場合によっては輸入業者登録と家畜品質・衛生機構 (SENACSA) からの事前承認が必要。 	政令 3,737/2020 号 商工省決議 74/2009 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 法律 2,426/2004 号
絶縁電線、ケーブル及びその他の絶縁電気導体 (NCM 8544)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	商工省決議 803/2018 号
一次電池、一般的な炭素電池、亜鉛電池、アルカリマンガン電池およびセル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	政令 4,926/2010 号 商工省決議 970/2010
鉄鋼製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	商工省決議 892/2011 号
ワイヤー、ワイヤーロッド、鉄および/またはスチール棒、タワーおよびデリック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	商工省決議 1,043/2014 号
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	政令 10,350/2012 号 商工省決議 65/2013 号 商工省決議 321/2013 号 商工省決議 150/2015 号
ビニール袋と生分解性袋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 国立技術・標準・計量研究所 (INTN) の技術証明書取得 	商工省決議 353/2017 号
携帯電話端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家電気通信委員会 (CONATEL) からホモロゲーション証明書と IMEI リストの登録証明書を取得。 	国家電気通信委員会決議 588/2009 号 国家電気通信委員会決議 538/2017 号 政令 6,832/2017 号 商工省決議 410/2017 号

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 国家知的財産局 （DINAPI）の「磁気・光学メディアおよびその製造用原材料の輸入業者登録」に登録 ・ 国家知的財産局 （DINAPI）の事前承認と私的複製のための補償金の支払い 	政令 4,212/2015 号 商工省決議 176/2021 号
ポルトランドセメントおよび特殊セメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	商工省決議 9/2017 号
政令 4,212/2015 号が規定する磁気・光学機器および媒体（音声・画像記録再生機、メモリーカードなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家知的財産局 （DINAPI）の「磁気・光学メディアおよびその製造用原材料の輸入業者登録」に登録 ・ 国家知的財産局 （DINAPI）の事前承認と私的複製のための補償金の支払い 	政令 4,212/2015 号
大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）の輸入者名簿への事前登録 ・ 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）からの植物検疫輸入許可証の事前取得 ・ 商工省の事前ライセンス取得 	商工省決議 476/2006 号 法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 植物・種子品質・検疫機構決議 631/2019 号
液化石油ガス （NCM2711.19.10）液化石油ガス-プロパン（NCM2711.12.10） および液化石油ガス-ブタン（NCM2711.13.00）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 	政令 7,427/2017 号

白熱ランプ (NCM8539.22.00)、省エネルギー小型蛍光ランプ (NCM8539.31.00)、その他の白熱ランプおよび蛍光ランプ (NCM8539.29.90)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前ライセンス取得 ・ 国立技術・標準・計量研究所 (INTN) のエネルギー性能証明書取得 	政令 7,103/2017 号
銃器、その部品、弾薬、火薬、付属品および関連品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争物資局 (DIMABEL) の事前承認 ・ 戦争物資局 (DIMABEL) への製品登録 	法律 4,036/2010 号
農薬、肥料、改良剤および関連製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENAVE) と公衆衛生・社会福祉省の輸入者名簿への事前登録 ・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENAVE) から植物検疫輸入許可証を事前取得 ・ 農牧省の事前承認取得 	植物・種子品質・検疫機構決議 107/2012 号 法律 836/1980 号 法律 2,459/2004 号
未使用の視聴覚記録媒体、映画フィルム。幅が 3 ミリメートル以下の磁気テープ (NCM8523.11)、幅が 6.5 ミリメートル以下の磁気テープ (NCM8523.13)、磁気ディスク (NCM8523.20)、その他の製品 (NCM8524.90)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省の事前承認取得 	政令 603/2003 号
流通不可能な食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立食品栄養研究所 (INAN) の事前承認取得 ・ 場合によっては国立食品栄養研究所 (INAN) の事業所登録簿への事前登録 	政令 5,254/2010 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号
種子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENAVE) と公衆衛生・社会福祉省の輸入者名簿への事前登録 	法律 2,459/2004 号 法律 385/1994 号

	<ul style="list-style-type: none"> 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）から植物検疫輸入許可証を事前取得 農牧省の事前承認取得 	
人獣共通感染症対策用ヒト用生物製剤	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生・社会福祉省の事前承認取得 	法律 836/1980 号
販売又は試供のためのヒト用の医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生・社会福祉省の事前承認取得 	法律 1,119/1997 号 政令 6,611/2016 号
動物用製品	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENAVE）への輸入業者登録 家畜品質・衛生機構（SENAVE）および農牧省からの事前承認 	法律 2,426/2004 号 家畜品質・衛生機構決議 900/2021 号 法律 667/1995 号
包装工場で使用されるあらゆる種類・材質の測定器・容器	<ul style="list-style-type: none"> 国立技術・標準・計量研究所（INTN）の技術証明書取得 国立技術・標準・計量研究所（INTN）への製品登録 	法律 937/1982 号 政令 1,988/1999 号
リサイクル可能な製品	<ul style="list-style-type: none"> 環境・持続的開発省の非危険物証明書 環境・持続的開発省の輸入者名簿への登録 	環境庁決議 374/2007 号

(3) 動物、植物の輸入に関する規制

品目	許認可	根拠法令
動物由来の製品および副産物	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENAVE）への輸入業者登録 家畜品質・衛生機構（SENAVE）の事前承認取得 貨物の性質によっては国立食品栄養研究所（INAN）の事業所登録簿への事前登 	法律 2,426/2004 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号

	録及び製品の事前登録が必要	
動物	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENACSA）の事前承認取得 場合によっては家畜品質・衛生機構（SENACSA）への輸入業者登録および農牧省からの事前承認取得 	法律 96/1992 号 法律 2,426/2004 号
植物	<ul style="list-style-type: none"> 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）の輸入者名簿への事前登録 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）から植物検疫輸入許可証を事前取得 場合によっては農牧省からの事前承認取得 	法律 96/1992 号 法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 植物・種子品質・検疫機構決議 631/2019 号
植物由来の製品および副産物	<ul style="list-style-type: none"> 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）の輸入者名簿への事前登録 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）から植物検疫輸入許可証を事前取得 場合によっては国立食品栄養研究所（INAN）の事業所登録簿への事前登録及び製品の事前登録が必要 	法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 植物・種子品質・検疫機構決議 631/2019 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号

(4) 医療機器の輸入に関する規制

品目	許認可	根拠法令
皮下注射器および注射針	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生・社会福祉省の事前承認取得 	法律 1,340/1998 号

医療用、歯科用および実験用の器具、装置、個人用の防護服など	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生・社会福祉省の輸入者名簿への事前登録 国家衛生監視局（DINAVISA）への衛生登録 	法律 836/1980 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 669/2016 号
-------------------------------	---	---

(5) その他の製品の輸入規制

品目	許認可	根拠法令
中古自動車	<ul style="list-style-type: none"> 製造地からの出荷から数えて 10 年以上が経過した中古自動車は、車種を問わず輸入が禁止されている。 	法律 4,333/2011 号
通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 国家電気通信委員会（CONATEL）によるホモロゲーション 	法律 642/1995
食品、飲料	<ul style="list-style-type: none"> 国立食品栄養研究所（INAN）の事業所登録簿への事前登録 国立食品栄養研究所（INAN）への製品の事前登録 	法律 836/1980 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号

3. 輸入割当制度／輸入量管理制度の概要

オゾン層破壊物質（ODS）の輸入割当

オゾン層破壊物質（ODS）および ODS を含む製品・機器を規制する措置が政令 12,685/2008 号 により導入された。ODS とは、モントリオール議定書で規制されている物質で、同政令の付属書 1 に記載されているもので、トリクロロフルオロメタン、クロロトリフルオロメタン、ジクロロフルオロメタンなどがある。

環境・持続可能開発省は、同省大気総局（Dirección General del Aire）を通じて、政令 12,685/2008 号の遵守を実施と監視する責任を負っており、ODS 輸入の年間最大量を決定している。

4. 輸入地域規制

特になし。

5. 輸出に関する規制

(1) 輸出が禁止されている品目

品目	根拠法令
数量、重量、体積に関わらず、原生林種の丸太、丸太、梁の木材	法律 515/1994 号 法律 2,848/2005 号 法律 6,616/2020 号
ヒト血液、血漿およびその誘導体の商業目的での輸出	法律 836/1980 号

(2) 輸出が規制されている品目

品目	許認可	根拠法令
銅の廃棄物及びくず（NCM7404.00.00、アルミニウムの廃棄物及びくず（NCM7602.00.00）、青銅を基礎とした銅合金（NCM7403.22.00）	商工省の事前ライセンス取得	政令 21,003/2003 号 商工省決議 219/2003 号

鉄鋼製品	・ 商工省の事前ライセンス取得	政令 897/2008 号 商工省決議 173/2011 号
酸素 (NCM2804.40.00)	・ 商工省の事前ライセンス取得	政令 5.074/2021 号
ゲル状のアルコール (NCM3808.94.19 、 3808.94.29) 、不織布のマスク (NCM6307.90.10) 、フィルター付きマスク (NCM90.20.00.90) 、重量 25g/ m ² 以下のポリプロピレンの不織布 (NCM5603.11.30) 、重量 26 ~ 70g/ m ² の不織布 (NCM5603.11.30) 、重量 71 ~ 150g/ m ² の不織布 (NCM5603.13.40) 、その他の不織布 (NCM6307.90.90) 、その他の不織布製フェイスマスク (NCM6307.90.90)	・ 商工省の事前ライセンス取得	政令 3,455/2020 号 政令 3,593/2020 号
販売または試供品のためのヒト用医薬品	・ 公衆衛生・社会福祉省の事前承認取得	法律 1,119/1997 号 政令 6,611/2016 号
植物	・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENA VE) から植物検疫輸入許可証を事前取得 ・ 場合によっては農牧省の事前承認が必要	法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 法律 96/1992 号
植物由来の製品および副産物	・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENA VE) から植物検疫輸入許可証を事前取得 ・ 場合によっては国立食品栄養研究所 (INAN) の事業所登録簿への事前登録および製品の事前登録が必要	法律 2,459/2004 号 法律 123/1991 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号 公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号
農薬、肥料、改良剤および関連製品	・ 植物・種子品質・検疫機構 (SENA VE) と公衆衛	法律 2,459/2004 号 法律 836/1980 号

	<p>生・社会福祉省の輸出業者登録簿への事前登録</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物・種子品質・検疫機構（SENAVE）と農牧省からの事前承認取得 	
動物	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENACSA）の事前承認取得 場合によっては農牧省の事前承認が必要 	<p>法律 96/1992 号</p> <p>法律 2,426/2004 号</p>
動物由来の製品および副産物	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENACSA）の輸出業者登録簿への事前登録 家畜品質・衛生機構（SENACSA）の事前承認取得 場合によっては国立食品栄養研究所（INAN）の事業所登録簿への事前登録および製品の事前登録が必要 	<p>法律 2,426/2004 号</p> <p>公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号</p> <p>公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号</p>
動物用製品	<ul style="list-style-type: none"> 家畜品質・衛生機構（SENACSA）の輸出業者登録簿への事前登録 家畜品質・衛生機構（SENACSA）と農牧省の事前承認取得 	<p>法律 2,426/2004 号</p> <p>家畜品質・衛生機構決議 900/2021 号</p> <p>法律 667/1995 号</p>
食品、飲料	<ul style="list-style-type: none"> 国立食品栄養研究所（INAN）の事業所登録簿への事前登録 国立食品栄養研究所（INAN）への製品の事前登録 	<p>法律 836/1980 号</p> <p>公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 213/2019 号</p> <p>公衆衛生・社会福祉省決議 S.G. 252/2018 号</p>

6. 輸出割当（香木「パロ・サント（*Bulnesia sarmientoi*）」抽出物および木材）

環境・持続可能開発省は、同省決議 241/2020 号により、2020 年分のパロ・サントの抽出物および木材の予防的輸出割当を設定した。2020 年の割当量は 2021 年 12 月 31 日まで有効。

7. 輸出地域規制

特になし。

8. 輸出促進制度

ドローバックと一時輸入

[2004 年法律 2,422 号（関税法）](#) 177 条はドローバックについて「商品の輸出時に、その商品またはその商品に含まれる製品、あるいはその商品の生産時に消費された製品に対して支払われた輸入関税の全部または一部の還付を受けることができる措置」と定義している。しかし、ドローバックはほとんど利用されていないのが実情である。

実際に利用されているのは、関税の支払いを全面的または部分的に停止した上で、外国貨物を関税地域に持ち込み、一定期間内に加工、製造、修理を行い、その後、完成品の形で再輸出することを可能にする一時輸入制度である。同制度は、関税法 178 条から 190 条、政令 4,672/2005 号 237 条から 245 号に定義されている。

以上

【本レポートの利用についての注意・免責条項】

本資料はジェットロ中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環としてIshida & Ascsociates, Law Firmに委託して作成したものです。2022年1月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって内容が変わる場合があります。掲載内容について、一般的な情報や解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料は参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェットロ、Ishida & Ascsociates, Law Firmは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロ、Ishida & Ascsociates, Law Firmに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、関連する法令等の厳密な解釈等についてはパラグアイの関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本レポートに関するお問い合わせ先：

ジェットロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：infobuenosaires@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェットロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

JETRO